

風営法、県条例の一部改正概要

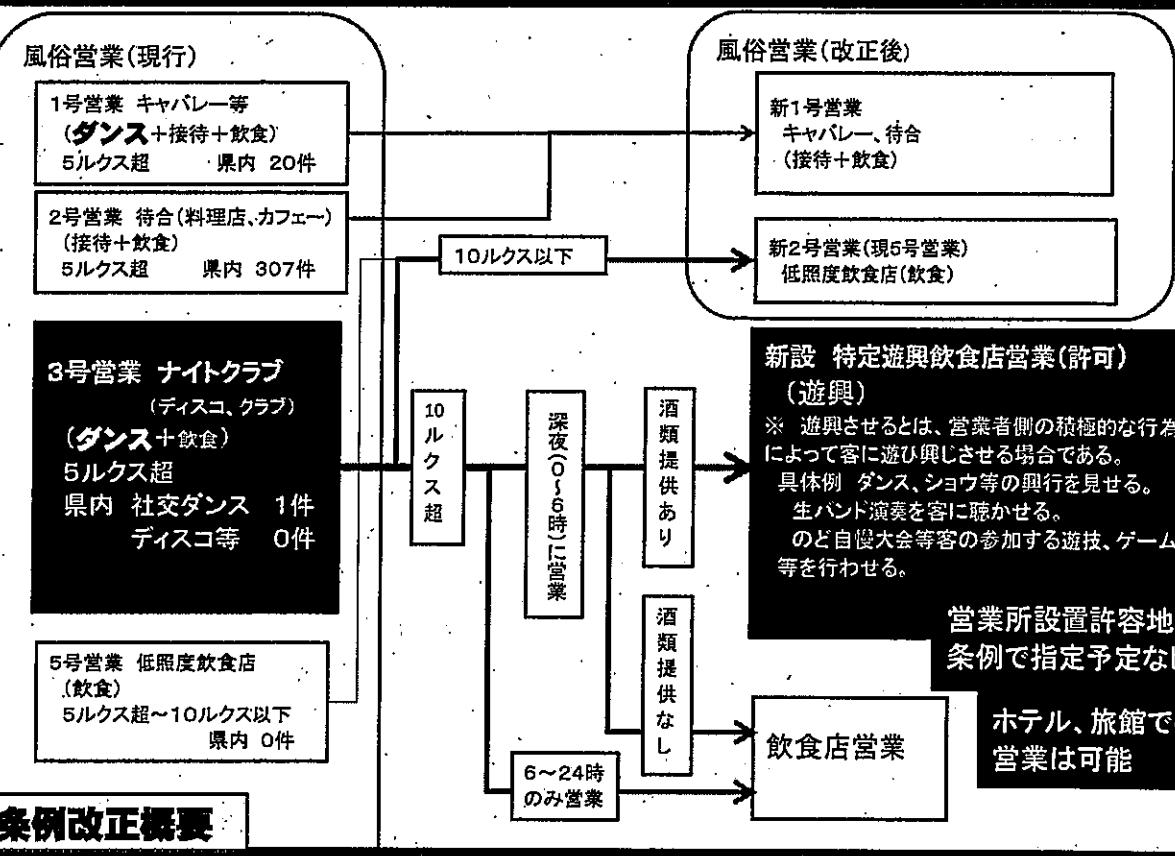
文教・警察常任委員会資料
平成27年(2015年)11月25日
警察本部生活安全課
生 活 安 全 企 画 課

1 風営法改正 (1) 客にダンスさせる営業を規制対象から除外等の見直し

概要

(2) 特定遊興飲食店営業の新設(法第31条の22～第31条の25まで)

改正理由 国民の生活様式の多様化が進み、ナイトライフの充実を求める国民の声が高まっていることや、ダンスに対する国民の意識の変化(教育現場へのダンスの取り入れなど)



2 条例改正概要

(1) ダンスホールの規定を削除(法第2条 用語の意義)

4号営業 ダンスホール等
(ダンス)
10ルクス超 県内 0件

ダンスホールが風営法の規制対象から除外されたため、
(条例第3条別表第1)設置制限地域の規定からダンスホールを削除

(2) 深夜の定義等の変更(法第13条 営業時間の制限等、令第11条 騒音・振動の条例の基準)

(条例第5条、第6条別表第2、第11条) 深夜の定義等 「日出 → 午前6時」「日没 → 午後6時」

(3) 特定遊興飲食店の騒音および振動の規制(法第31条の23、法第15条準用 騒音・振動の規制)

(条例第6条) 特定遊興飲食店の騒音及び振動の規制を風俗営業者等に対する規制と同一基準とする。

(4) ゲームセンターへの立ち入らせの制限の見直し(法第22条第2項 禁止行為等)

改正理由 青少年健全育成条例のカラオケ等に対する規制(午後11時まで立ち入らせ可能)と比較し厳しい内容。

(改正前条例第8条)
16歳未満の立入り制限 午後6時～

(条例第7条第3項) 16歳未満の立入り制限 午後6時～
ただし、保護者同伴であれば、午後10時まで立ち入らせ可能

(5) 特定遊興飲食店営業者の遵守事項(法第21条 条例への委任)

(条例第8条) 風俗営業者に対する遵守事項に準じて特定遊興飲食店営業の遵守事項を定める。

- ・営業所において卑猥な行為その他善良の風俗を害するおそれのある行為をし、または客にさせないこと。
- ・他6項目～

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(案)」に対する意見募集の実施について

平成27年6月24日、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。この改正に伴い、滋賀県警察では、「滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」ほか3条例について一部改正を予定しています。つきましては、条例の改正内容について、県民の皆様からのご意見を募集しますので、下記によりご意見をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見は、整理した上で公表します。個々のご意見には直接回答いたしませんので、あらかじめご了承をお願いします。

記

1 公表資料

【資料1】関係条例（案）に対する意見募集の概要

【資料2】関係条例の整備に関する条例案要綱

【資料3】滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（案）新旧対照表

【資料4】滋賀県青少年の健全育成に関する条例（案）新旧対照表

【資料5】滋賀県迷惑行為等防止条例（案）新旧対照表

【資料6】滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（案）新旧対照表

【参考】現行の「滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」

2 公表の方法

(1) 滋賀県警察ホームページおよび滋賀県ホームページに掲載

(2) 県内の各警察署生活安全課、総合政策部県民活動生活課県民情報室、各県合同庁舎の行政情報コーナーに備付け

3 ご意見の募集期間

平成27年11月26日（木曜日）から平成27年12月25日（金曜日）まで

4 ご意見の提出方法および提出先

(1) 郵送：〒520-8501

大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課

(2) ファックス：077-521-0909

(3) 電子メール：pal1@pref.shiga.lg.jp

5 その他

(1) ご意見を提出いただく様式は特に定めておりませんが、必ず住所、氏名（法人の場合は法人名）、電話番号を明記してください。（ご意見以外の内容は、公表しません。）

(2) ご意見は、日本語で提出してください。

(3) 電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

6 お問い合わせ先

滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務担当室

電話番号 077-522-1231（内線3022）（平日8時30分～17時15分）

メールアドレス：pal1@pref.shiga.lg.jp

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例（案）に対する意見募集の概要

1 改正の理由

平成27年6月24日、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号。以下「改正風営法」といいます。）が公布され、客にダンスをさせる営業のうち、飲食を伴わないダンスをさせる営業を風俗営業から除外するとともに、深夜において飲食を伴い遊興をさせる営業に新たな許可制度を設ける等、改正風営法による規制内容の見直しがあったことから、滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年滋賀県条例第52号）ほか3条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) ゲームセンターへの立ち入らせの制限

現行条例においては、保護者の同伴の有無に関わらず16歳未満の者を午後6時以降にゲームセンター等へ立ち入らせるのを禁止していましたが、改正条例では、改正風営法の規定に基づき午後10時前の時間における保護者が同伴するゲームセンター等への年少者の立ち入らせについて禁止行為から除外し、併せて、保護者が同伴しない16歳未満の者を午後6時以後午後10時前の時間に営業所に立ち入らせてはならないことを風俗営業者の遵守事項として定めることとします。（第7条第3項関係）

(2) 新設の特定遊興飲食店営業について

改正風営法において、新たに特定遊興飲食店営業が定められたことから、政令に示す基準に基づき、「営業所設置許容地域」、「騒音・振動の規制」、「特定遊興飲食店営業者の遵守事項」について条例を整備することとしました。

ア 営業所設置許容地域について

本県においては、政令の基準（大規模な繁華街、歓楽街、深夜の居住者が少ない準工業地域等）に該当する地域がない等の理由により、特定遊興飲食店の営業所設置許容地域は指定しないこととします。ただし、地域規制の対象外となるホテル等内適合営業所（改正後の風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則）に定める基準に適合するホテル、旅館内にある営業所をいいます。）については、許可を受けて営業することができます。

イ 騒音・振動の規制について

風俗営業および深夜飲食店営業の騒音・振動の規制数値と同一の規制とします。（第6条関係）

ウ 特定遊興飲食店営業者の遵守事項について

少年の健全な育成に障害を及ぼす等の行為を防止するため、風俗営業者の遵守事項に準じて、特定遊興飲食店営業者の遵守事項を定めることとします。（第8条関係）

※「特定遊興飲食店営業」とは

ナイトクラブその他設備を設けて、深夜（午前0時から午前6時までの間）に客に遊興（ダンスを含む。）をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業で風俗営業以外のものをいいます。

【資料2】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

1 改正の理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、特定遊興飲食店の周辺における騒音および振動の規制に係る数値ならびに特定遊興飲食店営業者の遵守事項を定める等所要の規定の整備を行うため、滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年法律第 52 号）ほか 3 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正

ア 法に規定する「深夜」の定義が改められたことから、風俗営業を制限する時間を改めることとします。（第 5 条、第 11 条関係）

イ 特定遊興飲食店の周辺における騒音および振動の規制に係る数値を定めることとします。（第 6 条関係）

ウ 改正後の法第 2 条第 1 項第 5 号の営業を営む風俗営業者は、午後 6 時以後午後 10 時前の間において 16 歳未満の者（保護者同伴の者を除く。）を営業所に客として立ち入らせてはならないこととします。（第 7 条関係）

エ 特定遊興飲食店営業者の遵守事項を定めることとします。（第 8 条関係）

オ ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（専ら客にダンスを教授するための営業に限る。）について、設置制限地域の規定から削除することとします。

（別表第 1 関係）

(2) 次に掲げる条例について、法の一部改正に伴う条項等の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。

ア 滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和 52 年滋賀県条例第 40 号）

イ 滋賀県迷惑行為等防止条例（昭和 38 年滋賀県条例第 36 号）

ウ 滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成 13 年滋賀県条例第 64 号）

(3) その他

ア この条例は、平成 28 年 6 月 23 日から施行することとします。ただし、2 (1) オは、公布の日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

【資料3】

滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例新旧対照表

第1条～第3条 省略	旧	新
(習俗的行事その他の特別な事情のある日等)		(営業時間の制限等の特例)
第4条 法第13条第1項の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は12月21日から同月31日までとし、同項の当該事情のある地域として条例で定める地域は県内全域とする。	第4条 風俗営業者は、12月21日から同月31日までの間、県内全域において午前1時までその営業を営むことができる。	
(風俗営業の営業時間の制限)		(風俗営業の営業時間の制限)
第5条 法第2条第1項第7号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者（同条第2項に規定する風俗営業者をいう。以下同じ。）は、県内全域において、且出時から午前10時までの時間および午後11時から翌日の午前零時（当該翌日が前条第1項に規定する日に該当する場合には、午前1時まで）の時間は、その営業を営んではならない。	第5条 法第2条第1項第4号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者（同条第2項に規定する風俗営業者をいう。以下同じ。）は、県内全域において、午前6時後午前10時までの時間および午後11時から翌日の午前零時前（当該翌日が前条が前条に規定する日に該当する場合には、午前1時まで）の時間は、その営業を営んではならない。	
(騒音および振動の数値)		(騒音および振動の数値)
第6条 法第15条（法第32条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の条例で定める騒音に係る数値は、別表第2の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数値とする。	第6条 法第15条（法第32条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の条例で定める騒音に係る数値は、別表第2の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数値とする。	
2 省略	2 省略	
(風俗営業者の遵守事項)		(風俗営業者の遵守事項)
第7条 風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	第7条 風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	

(1)～(5) 省略	(1)～(5) 省略
(6) とばく類以行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をしまたは客にさせないこと。	(6) 賭博類以行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をしまたは客にさせないこと。
(7) 省略。	(7) 省略。
2. 法第2条第1項第7号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	2 法第2条第1項第4号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者は、前項に定めるもののはか、その営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1)～(3) 省略	(1)～(3) 省略
	3 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、第1項に定めるもののほか、午後6時以後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。ただし、保護者（親権者、未成年後見人その他の者で当該年少者を現に監護するものをいう。以下同じ。）が同半する16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる場合は、この限りでない。
	(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)
	第8条 法第22条第5号の条例で定める年齢は16歳とし、同号の条例で定める時は午後6時とする。
	2 特定遊興飲食店営業者は、前項に定めるもののほか、午後6時以後午後10時の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。ただし、保護者が同伴する16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる場合は、この限りでない。
第9条および第10条 省略	第9条および第10条 省略
	(店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限)
第11条 法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業（受付所営業を含	第11条 法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業（受付所営業を含

む。)を當む者は、県内全域において、午前零時から日出時までの時間(以下「深夜」という。)においては、その営業を當んではならない。

第12条～第20条および付則 省略

別表第1 (第3条関係)

(略)	(略)	(略)	(略)
2 医療法第1条の5第1項に規定する病院または同条第2項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、博物館法第2条第1項に規定する博物館または同法第29条に規定する博物館に相当する施設その他公安委員会規則で定める施設	50 メートル <u>(第2条第1項第4号の営業(専ら客にダンスを教授するための営業に限る。)については、50メートル)</u>	70メートル <u>(第2条第1項第4号の営業(専ら客にダンスを教授するための営業に限る。)については、50メートル)</u>	70メートル

第12条～第20条および付則 省略

別表第1 (第3条関係)

(略)	(略)	(略)	(略)
2 医療法第1条の5第1項に規定する病院または同条第2項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、博物館法第2条第1項に規定する博物館または同法第29条に規定する博物館に相当する施設その他公安委員会規則で定める施設	50 メートル <u>(第2条第1項第4号の営業(専ら客にダンスを教授するための営業に限る。)については、50メートル)</u>	70メートル <u>(第2条第1項第4号の営業(専ら客にダンスを教授するための営業に限る。)については、50メートル)</u>	70メートル

別表第2 (第6条関係)

(略)	(略)
(略)	(略)

備考

- 「昼間」とは、日出時から日没時までの時間をいう。
- 「夜間」とは、日没時から翌日の午前零時までの時間をいう。

別表第3 省略

備考

- 「昼間」とは、午前6時後午後6時前の時間をいう。
- 「夜間」とは、午後6時から翌日の午前零時前の時間をいう。

別表第3 省略

む。)を當む者は、県内全域において、午前零時から午前6時までの時間(以下「深夜」という。)においては、その営業を當んではならない。

【資料4】

滋賀県青少年の健全育成に関する条例新旧対照表

	旧	新
目次	省略 第1条～第17条 省略	目次 省略 第1条～第17条 省略
(有害遊技の制限)	(有害遊技の制限)	(有害遊技の制限)
第18条 遊技機を設置して遊技させることを業とする者(風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号および第8号に規定する営業を営む者を除く。次項において同じ。)およびその管理者は、青少年に射幸心を誘発するおそれのある遊技機により遊技をさせないように努めなければならない。	第18条 遊技機を設置して遊技させることを業とする者(風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号および第5号に規定する営業を営む者を除く。次項において同じ。)およびその管理者は、青少年に射幸心を誘発するおそれのある遊技機により遊技をさせないように努めなければならない。	第18条 遊技機を設置して遊技させることを業とする者(風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号および第5号に規定する営業を営む者を除く。次項において同じ。)およびその管理者は、青少年に射幸心を誘発するおそれのある遊技機により遊技をさせないように努めなければならない。
2 省略	2 省略	2 省略
第19条以下 省略	第19条以下 省略	第19条以下 省略

【資料5】

滋賀県迷惑行為等防止条例新旧対照表

第1条～第8条 省略	第1条～第8条 省略	新
<p>(不当な景品買行行為等の禁止)</p> <p>第9条 何人も、遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号の営業（まあじやん屋を除く。）をいう。以下同じ。）の営業所またはその付近において、遊技場の営業者が客に景品として交付した物品または客が遊技によって得た遊技玉を、転売もしくは交換し、または転売もしくは交換する目的を有する者に交付するため、うろつき、または客につきまとつて、買い集め、または買い集めようとしてはならない。</p>	<p>(不当な景品買行行為等の禁止)</p> <p>第9条 何人も、遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号の営業（まあじやん屋を除く。）をいう。以下同じ。）の営業所またはその付近において、遊技場の営業者が客に景品として交付した物品または客が遊技によつて得た遊技玉を、転売もしくは交換し、または転売もしくは交換する目的を有する者に交付するため、うろつき、または客につきまとつて、買い集め、または買い集めようとしてはならない。</p>	<p>第10条以下 省略</p>

【資料6】

滋賀県青少年による性風俗運営特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例新旧対照表

第1条～第7条 省略 旧	第1条～第7条 省略 新
<p>(青少年への利用カード販売等の禁止)</p> <p>第8条 利用カード販売等を業とする者（以下「利用カード販売等業者」という。）は、青少年に対し、利用カード販売等をしてはならない。</p> <p>2 利用カード販売等業者は、次に掲げる場所の屋内を除き、自動販売機により利用カード販売等をしてはならない。ただし、人が常駐する店舗、事務所等の内部の容易に監視できる場所に自動販売機を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第5号に規定する営業を除く。）、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業および同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所</p> <p>(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第9条以下 省略</p>	<p>(青少年への利用カード販売等の禁止)</p> <p>第8条 利用カード販売等を業とする者（以下「利用カード販売等業者」という。）は、青少年に対し、利用カード販売等をしてはならない。</p> <p>2 利用カード販売等業者は、次に掲げる場所の屋内を除き、自動販売機により利用カード販売等をしてはならない。ただし、人が常駐する店舗、事務所等の内部の容易に監視できる場所に自動販売機を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第5号に規定する営業を除く。）、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業および同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所</p> <p>(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第9条以下 省略</p>

【参考】

滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年 12 月 22 日滋賀県条例第 52 号）

最終改正：平成 22 年 12 月 28 日

○滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

昭和 59 年 12 月 22 日

滋賀県条例第 52 号

改正 昭和 61 年条例第 32 号、平成元年第 29 号、4 年第 45 号、6 年第 27 号、10 年第 36 号、第 43 号、12 年第 32 号(イ)、13 年第 35 号(ロ)、第 43 号(ハ)、第 63 号(ニ)、16 年第 31 号(ホ)、第 38 号(ヘ)、第 42 号(ト)、第 43 号(チ)、17 年第 35 号(リ)、第 41 号(ヌ)、第 100 号(ル)、第 102 号(ヲ)、18 年第 52 号(ワ)、21 年第 68 号(カ)、22 年第 51 号(ヨ)

滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例をここに公布する。

滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

滋賀県風俗営業等取締法施行条例（昭和 34 年滋賀県条例第 12 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第 1 種地域 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域および準住居地域をいう。
- (2) 第 2 種地域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する商業地域をいう。
- (3) 第 3 種地域 前 2 号に掲げる地域以外の地域をいう。

（風俗営業所の設置制限地域）

第 3 条 法第 4 条第 2 項第 2 号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- (1) 第 1 種地域
- (2) 別表第 1 の左欄に掲げる施設の区分に応じ、当該施設の敷地（当該施設の用に供するものとして決定した土地を含む。）から、同表の中欄に掲げる距離以内の第 2 種地域および同表の右欄に掲げる距離以内の第 3 種地域

2 前項の規定は、3 月以内の期間を限つて営む風俗営業（法第 2 条第 1 項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）および営業する場所が常態として移動する風俗営業については、適用しない。

（習俗的行事その他の特別な事情のある日等）

第4条 法第13条第1項の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は
12月21日から同月31日までとし、同項の当該事情のある地域として条例で定める地域は県
内全域とする。

2 法第13条第1項の条例で定める時は、午前1時とする。

(風俗営業の営業時間の制限)

第5条 法第2条第1項第7号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者（同条第2項に規定する風俗営業者をいう。以下同じ。）は、県内全域において、日出時から午前10時までの時間および午後11時から翌日の午前零時（当該翌日が前条第1項に規定する日に該当する場合にあつては、午前1時）までの時間は、その営業を営んではならない。

(騒音および振動の数値)

第6条 法第15条（法第32条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の
条例で定める騒音に係る数値は、別表第2の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表
の右欄に定める数値とする。

2 法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(風俗営業者の遵守事項)

第7条 風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業所において卑わいな行為その他善良の風俗を害するおそれのある行為をし、または客にさせないこと。
 - (2) 通行人に不安または迷惑を覚えさせるような方法で呼込み行為をしないこと。
 - (3) 営業の用に供する家屋または施設において客を就寝させ、または宿泊させないこと。ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業および同条第3項に規定する旅館営業の施設において法第3条第1項の許可を受けた場合を除く。
 - (4) 営業時間中は、営業所の入口および客室に施錠し、または客にさせないこと。
 - (5) 客の求めていない飲食物を提供しないこと。
 - (6) とばく類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、または客にさせないこと。
 - (7) 営業所において法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営まないこと。
- 2 法第2条第1項第7号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 客に提供した賞品を買い取らせないこと。
 - (2) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。
 - (3) 営業所において客に飲酒をさせないこと。

(年少者の立入りの制限)

第8条 法第22条第5号の条例で定める年齢は16歳とし、同号の条例で定める時は午後6時
とする。（ワ）

(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域の基準となる施設)

第9条 法第28条第1項（法第31条の3第2項の規定により適用される場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。（ロ、ワ）

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所

- (2) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 21 条に規定する公民館
- (3) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館および同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設
- (4) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園
- (5) その他公安委員会規則で定める施設

（店舗型性風俗特殊営業の禁止地域）

第 10 条 法第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業（法第 31 条の 3 第 2 項の規定により法第 2 条第 6 項第 2 号の営業とみなされる法第 31 条の 2 第 4 項に規定する受付所営業（以下「受付所営業」という。）を含む。）は、次の各号に掲げる営業の種類に応じ、当該各号に掲げる地域においては、これを営んではならない。（ワ、ヨ）

(1) 法第 2 条第 6 項第 1 号の営業、同項第 2 号の営業（受付所営業を含む。）および同項第 3 号の営業ならびに同項第 4 号の営業のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号。以下「政令」という。）第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる施設（客との面接に適するフロント、玄関帳場その他これらに類する設備において常態として宿泊者名簿の記載、宿泊の料金の受渡しおよび客室のかぎの授受を行う施設を除く。次号において「2 号施設」という。）で次のいずれかに該当するものを設けて営むもの 県内全域

ア 政令第 3 条第 2 項第 1 号に規定する構造を有する個室を設ける施設で、車庫の出入口を遮へいすることができる扉その他の設備が設けられ、または車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口もしくは階段その他の施設が設けられているもの

イ 政令第 3 条第 2 項第 2 号または第 3 号に規定する構造を有する個室を設ける施設で、車庫から個室に通ずる専用の通路として用いられる廊下、階段その他の施設（その内部を外部から容易に見通すことができるものを除く。）が設けられているもの

(2) 法第 2 条第 6 項第 4 号の営業のうち、政令第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる施設または 2 号施設で同条第 2 項各号のいずれかに該当する構造を有する個室を設けるものを設けて営むもの（前号に該当する営業を除く。） 別表第 3 に掲げる地域

(3) 法第 2 条第 6 項第 4 号の営業のうち、前 2 号に該当する営業以外の営業および同項第 5 号の営業 第 1 種地域および第 3 種地域

(4) 政令第 5 条に規定する営業 県内全域

（店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限）

第 11 条 法第 28 条第 4 項に規定する店舗型性風俗特殊営業（受付所営業を含む。）を営む者は、県内全域において、午前零時から日出時までの時間（以下「深夜」という。）においては、その営業を営んではならない。（ワ）

（店舗型性風俗特殊営業の広告制限地域）

第 12 条 法第 28 条第 5 項第 1 号の広告または宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、第 10 条各号に掲げる営業の種類に応じ、当該各号に掲げる地域とする。

（無店舗型性風俗特殊営業の広告制限地域）

第 13 条 法第 31 条の 3 第 1 項において準用する法第 28 条第 5 項第 1 号の広告または宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、次の各号に掲げる営業の種別に応じ、当該各号に掲げる地域とする。

- (1) 法第2条第7項第1号の営業 県内全域
- (2) 法第2条第7項第2号の営業 第1種地域および第3種地域
(映像送信型性風俗特殊営業の広告制限地域)

第14条 法第31条の8第1項において準用する法第28条第5項第1号ロの広告または宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、第1種地域および第3種地域とする。

(店舗型電話異性紹介営業の禁止地域)

第15条 法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業は、県内全域において、これを営んではならない。(ニ)

(店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限)

第16条 法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む者は、県内全域において、深夜においては、その営業を営んではならない。(ニ)

(店舗型電話異性紹介営業の広告制限地域)

第17条 法第31条の13第1項において準用する法第28条第5項第1号ロの広告または宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、県内全域とする。(ニ)

(無店舗型電話異性紹介営業の広告制限地域)

第18条 法第31条の18第1項において準用する法第28条第5項第1号ロの広告または宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、県内全域とする。(ニ)

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第19条 法第33条第1項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、第1種地域において、深夜においては、その営業を営んではならない。(ニ)

(その他)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。(イ、ニ)

付 則

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。
- 2 滋賀県暴力的不良行為等防止条例(昭和38年滋賀県条例第36号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

付 則 (昭和61年8月6日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成元年3月30日条例第29号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年10月7日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成6年3月30日条例第27号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に基づき定められている都市計画区域内の用途地域については、改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について用途地域に関する都市計画が決定され、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の

規定による告示がされる日までの間、この条例による改正前の第2条第1号の規定は、なおその効力を有する。

付 則 (平成 10 年 10 月 13 日条例第 36 号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。 [以下略]

付 則 (平成 10 年 12 月 24 日条例第 43 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 12 年 3 月 29 日条例第 32 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 [以下略]

付 則 (平成 13 年 3 月 28 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 13 年 7 月 5 日条例第 43 号抄)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

付 則 (平成 13 年 12 月 27 日条例第 63 号)

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

付 則 (平成 16 年 8 月 10 日条例第 31 号抄)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

[平成 16 年規則 56 号により、平成 16 年 10 月 1 日から施行]

付 則 (平成 16 年 10 月 25 日条例第 38 号抄)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。 [以下略]

付 則 (平成 16 年 12 月 28 日条例第 42 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

付 則 (平成 16 年 12 月 28 日条例第 43 号抄)

- 1 この条例は、平成 17 年 2 月 14 日から施行する。

付 則 (平成 17 年 3 月 30 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 17 年 7 月 15 日条例第 41 号抄)

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 17 年 10 月 21 日条例第 100 号抄)

- 1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 17 年 10 月 21 日条例第 102 号抄)

- 1 この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

付 則 (平成 18 年 3 月 30 日条例第 52 号)

この条例は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 21 年 10 月 16 日条例第 68 号抄)

- 1 この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 22 年 12 月 28 日条例第 51 号)

この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校または児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設	70メートル	100メートル
2 医療法第1条の5第1項に規定する病院または同条第2項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、博物館法第2条第1項に規定する博物館または同法第29条に規定する博物館に相当する施設その他公安委員会規則で定める施設	50メートル (法第2条第1項第4号の営業(専ら客にダンスを教授するための営業に限る。)にあつては、50メートル)	70メートル

別表第2（第6条関係）

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
第1種地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種地域	65デシベル	60デシベル (午後10時から翌日の午前零時までの時間にあつては、55デシベル)	50デシベル
第3種地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

備考

- 1 「昼間」とは、日出時から日没時までの時間をいう。
- 2 「夜間」とは、日没時から翌日の午前零時までの時間をいう。

別表第3（第10条関係）

大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市および米原市ならびに蒲生郡、愛知郡および犬上郡（不動産登記法（平成16年法律第123号）第35条に規定する地番区域および地番によって表示された昭和59年12月1日現在における多賀町大字萱原字下山2番8を除く。）の各区域